

## 目次

食品規格・基準／健康食品

以下は平成27年現在の情報です。

## 食品規格・基準／健康食品

健康食品についての全体的な規格として、2012年6月の「栄養強化・予防効果を付与した特殊な食品の安全性に関する関税同盟技術規準」（TPTC027/2012）が適用されている。この規準は以下のように12の条文と3つの付属文書からできている。

- 第1条：適用範囲
- 第2条：技術規準の目的
- 第3条：同定のための規則
- 第4条：定義
- 第5条：流通に関する規則
- 第6条：栄養強化・予防効果を付与した特殊な食品の安全性に関する規則
- 第7条：栄養強化・予防効果を付与した特殊な食品の包装と表示に関する規則
- 第8条：栄養強化・予防効果を付与した特殊な食品の製造過程、保存、輸送、使用の際の安全性に関する規則
- 第9条：安全性に関する規則への適合の保障 第10条：適合の評価
- 第11条：関税同盟構成国の市場における流通の際の統一名称の表示
- 第12条：調製規定

- 付属文書1：安全性に関する基準の表示
- 付属文書2：代用塩の組成
- 付属文書3：幼児のための栄養強化・予防効果を付与した特殊な食品の栄養価に関する規則

技術規準第1条によれば、この技術規準の目的は、関税同盟の単一市場における運動選手、妊娠中及び授乳中の女性のための、栄養強化・予防効果を付与した特殊な食品の安全性に関する基準を与えるためである。この技術指針は次の食品には適用されない：

- 子供用の栄養強化・予防効果を付与した特殊な食品を除いた、子供用食品
- 施設等で準備される食品（給食等）
- 天然ミネラルウォーター、医療用のテーブルウォーター、医療用のミネラルウォーター（1リットル中1ミリグラム以下のミネラル補強をしたもの）

技術規準第6条によると、栄養強化・予防効果を付与した特殊な食品の安全性に関する技術的な基準は以下の通りである。

栄養強化・予防効果を付与した特殊な食品の製造に用いられる添加物は、「食品の安全性に関する関税同盟技術規準」及び「食品添加物、香料及び加工補助剤の安全性要求に関する関税同盟技術規準」の安全基準に従うものでなければならない。

技術規準は以下のことを禁止している：

- 妊娠中あるいは授乳中の女性のための栄養強化・予防効果を付与した特殊な食品として、鳥類の肉（冷凍した鳥類の肉を除く）を使用すること。
- 妊娠中あるいは授乳中の女性及び子供のための栄養強化・予防効果を付与した特殊な食品として、遺伝子組み換え作物あるいはその部分を使用すること。

技術規準は、妊娠中あるいは授乳中の女性、及び年少の子供のために、次の規定を設けている。

- 妊娠中あるいは授乳中の女性のための食品は、この技術規準の付属文書1及び2に挙げた規則に従わなければならない。
- 年少の子供のための栄養強化・予防効果を付与した特殊な食品はこの技術規準の付属文書3に示された基準に適合する必要がある。

代用塩の組成については、この技術規準の付属文書2に示した基準に従うことが求められている。代用塩のナトリウム含量は、100グラム中120ミリグラムを超えてはならない。

ヨード補強をした塩類及び代用塩の添加は、関税同盟加盟国の国内法に従う必要がある。

運動選手のための栄養強化・予防効果を付与した特殊な食品は、その組成の中に、向精神薬、毒物、ドーピング薬物あるいは代謝物、国際アンチドーピング期間の作成したリストに載っている物質を含んではならない。

グルテンを含まない栄養強化・予防効果を付与した特殊な食品は、小麦、ライムギ、大麦、えん麦及びその属間雑種を含まない材料で作られなければならない。あるいは、特別の条件の下では、グルテン含有量がキログラム当たり20ミリグラム以下の材料から作られていなければならない。